

令和7年度山形県環境審議会第3回野生生物・自然環境部会 議事録

1 日時 令和8年2月27日（金） 13時30分～15時30分

2 場所 山形県庁総務厚生課分室（Web会議による）

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、鳥羽妙、野堀嘉裕

特別委員：東北農政局農村振興部長 鷲野健二【代理：農村環境課 課長 田中和博】

東北森林管理局長 箕輪富男【代理：山形森林管理署 署長 添谷稔】

東北地方整備局長 西村拓【代理：東北地方整備局企画部 環境調整官 樋川満】

東北地方環境事務所長 東岡礼治【代理：次長 濱名功太郎】

（2）事務局

山形県環境エネルギー部

みどり自然課長

木内 真一

課長補佐（総括・自然公園保全利用担当）

鈴木 慎一

課長補佐（野生生物対策担当）

佐藤 実

野生生物対策主査（兼）野生生物対策係長

小座間 渉

自然公園保全利用主査（兼）施設整備主査

吉田 正信

主事

主事

主事

金 誉大

高谷圭一朗

鈴木 祥平

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数13名のうち8名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に鳥羽委員と野堀委員が指名された。

（5）審議事項

横山部会長： 本日の議題について、山形県知事から資料1のとおり6月10日、9月2日及び11月19日付けで山形県環境審議会に意見を求める諮問があったので、本日当部会で審議する。

審議事項1 第3期山形県イノシシ管理計画の策定について（資料2）

（事務局より説明）

東北農政局： 3点確認事項がある。1点目は資料7について。縦軸の単位が万円ではなく千円ではないか。

2点目は捕獲個体の処分に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用することについて。当該交付金の趣旨に合致する場合に活用できることになるので、この計画に位置づけられる関係する個体すべてが対応できるわけではないことをご承知いただきたい。3点目は今回のイノシシ管理計画について。イノシシ・シカについては国全体で個体数の半減目標があり、この目標を踏まえて各県が計画を作るという流れと理解している。そのため第4期山形県イノシシ管理計画に向けてはしっかりと個体数を減らすことを考えていただきたい。農地周辺の有害捕獲を主体とした現状以上の捕獲数増加は無理な状況だと認識している。

事務局： 1点目、2点目について、ご指摘の部分の修正、考え方、意図をこちらの方で留意したい。3点目について、第2回審議会時に説明しているところだが、個体数にこだわるのが、果たして重要なのか。個体数が半減したから被害が半減するわけではないことを考えている。今後国とも連携しながら第4期山形県イノシシ管理計画に向けても調整していきたい。

江成委員： 第2回審議会時に、イノシシの放射性物質検査を行っているという話だったと認識しているが、正しいか。また管理計画にこのことは記載するか。

事務局： その認識で正しい。イノシシの放射性物質検査について、令和6年度に試験的に5頭だけ行い、今年度から調査範囲を広げて、年間35頭を目標に予算を確保しモニタリングをしている。実績として、今年度は20頭程度の検査に留まったものの、引き続き県内の広い範囲で放射性物質のモニタリング検査機能を行っていく。なお管理計画には放射性物質検査については記載の予定はない。県内のジビエの状況について、これまで放射性物質が野生動物の肉から確認されたことから、イノシシ肉のジビエ利用というのは進んでいなかったが、一昨年からの試験的な放射性物質検査、今年度から、本格的な放射線検査を受け、県内ではほとんど放射性物質が検出されないものだと考えている。そのため今年度の5月から山形県でも、豚熱検査と放射線検査の2つ検査を行えるようジビエに係る指針を策定した。最近では、イノシシのジビエ利用を行いたいと相談が複数ある。また県内では最近ニュースでも取り上げられるようになり、ジビエについて利用が広がりつつあるという認識である。

江成委員： 承知した。

東北農政局： 13ページの「資料14」で図を載せているが、効果ありの赤枠は分かるが、効果なしや、効果不明は判読しづらいので、視認性を上げる工夫が必要ではないか。また電気柵の効果がないの回答に対する具体的な理由を教えてほしい。

事務局： 視認性の問題について、元々効果がない、不明という回答が非常に少ない又は小さい結果となっている。色を変え視認性が良くなるのであれば修正したい。また効果がない地域に対するヒアリングはできていないが、県としては、適切

な設置、維持管理ができていない状況が課題と捉えている。どのようにして支援できるか、体制も含めて考えていきたい。

鳥羽委員： 図や表の説明が、資料何番という書き方になっているが、一方 15 ページの標記が表になっている。図や表、もしくは資料何番で統一すべきではないか。

事務局： 資料もしくは、図や表のどちらかに統一するように修正する。

野堀委員： 21、22 ページの錯誤捕獲に関して、「ただし」からの文章が曖昧なのではないか。狩猟者の安全確保は当たり前の話である。ここで問題なのは、対象動物ではない動物を捕獲したため事故が発生したということである。

事務局： 修正する。

江成委員： 先ほどの放射性物質検査の件について、イノシシから放射性物質が検出される時期は、大抵秋であるため、春に捕獲したイノシシから検出されないからといって、検査やめるのではなく、秋も含めた様々な季節で検査を行うべきだ。

事務局： 季節によって放射線の値は変化するのか。

江成委員： 変化する。特にイノシシがキノコを食べることにより、放射性物質を検出されやすくなる。それを考慮し秋もしくは冬の頭ぐらいまで検査していただければと思う。

事務局： 承知した。季節により変化があるのであれば、幅広い季節で捕獲するように仕様書を修正したいと思う。

江成委員： 承知した。

横山部会長： 第 3 期山形県イノシシ管理計画の策定については皆様の意見を踏まえて修正、追記の上、答申をすることでよろしいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにしたい。

審議事項 2 第 4 次山形県環境計画の中間見直しについて（資料 3）

（事務局より説明）

東北農政局： 76 ページの「エ」について、「管理計画に基づき、野生鳥獣の適正な管理を推進」とあるが、具体的にどのように推進していくことを考えているのか。

事務局： ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの 4 獣種についてそれぞれ管理計画を立て、それぞれの獣種に応じて、適切な管理を推進していく。獣種によって推進方法、考え方は異なるが、具体的な中身としては、各管理計画の中で、5 年間ずつ取り組み方法を示すということになる。被害防止も含め、適正な管理を推進していく。

東北農政局： 第 1 回の本部会の際に大西委員が発言されていると記憶しているが、イノシシについてはこれから増えていく一方と考えられるため、捕獲を強化するしかないと考える。また今年度、専門家の方とお話する機会があり、その中でも、生息頭数が多いため今年度も多くのイノシシによる被害が多い状況になっていると聞いている。さらに、本年度頻発したクマ被害についても個体数管理の対策が位置づけられている。各種被害を減らすことに対して、農地まわりでの対策

は対処療法としかならないため、抜本的な対策ともなる個体数管理をしっかりと行うことが必要と考えるので、検討していただきたい。

事務局： ご意見を踏まえ4 獣種それぞれの適切な管理計画策定に取り組んでいきたいと思う。

江成委員： 同じ 76 ページの「エ」の4 段落目の4 行目であるが、市町村等と連携するとの標記だが、国とは連携はしないということか。もしくは国とも連携するが標記していないということか。

事務局： ここでの表現は市町村等となっているが、河川のやぶの刈払いでは国とも連携している。あくまで県の計画では、市町村等という表現になっている。

江成委員： 引き続き連携して対策していくことが重要だと思う。

江成委員： 樹氷について、スキー客が樹氷を壊すという問題が上がっている。そのためスキー客による被害の対策も、同時に考えていく必要があるのではないか。

事務局： 計画の中で、人による樹氷の被害対策の記述はない。1 点ご紹介すると、蔵王ロープウェイの樹氷高原駅を降りた付近の立ち入り禁止のエリアに、観光客と思われる方々が、立ち入り、危害を加えていることは把握している。県ではインバウンドの方向けに多言語による案内の充実を行うことが必要だと考えている。これについて来年度の事業として必要な予算を議会で審議中である。

江成委員： 海外の人だけでなく、日本人に対する対策の方も同時に進めていただければと思う。

事務局： 承知した。

横山部会長： 第4 次山形県環境計画の中間見直しについては、原案通り答申することによってよいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにしたい。

審議事項3 蔵王国定公園及び鳥海国定公園の公園計画の変更について（資料4）

（事務局より説明）

※鳥海国定公園の公園計画の変更については、軽微な変更として整理できるものとして説明した。

横山部会長： 自然公園制度上の手続きで、整備するにあたっての事前手続きは不要という認識でよいか。

事務局： その認識で問題ない。

横山部会長： 整備が可能な季節になったら、整備を行うのか。

事務局： 整備について、環境省の交付金を活用しながら整備することを考えている。県では国定公園の整備について、5 年の整備計画を立てている。この整備計画の中で環境省の交付金を用い、事業を実施している。現在の計画では、令和9 年度に整備を始めていくと位置づけている。

横山部会長： 資料4 の「鳥海国定公園の歩道整備検討区間について」の2 の公園計画について、枝線の取扱いはどうするか。

事務局： 本線から分岐する、もしくはそこに接続する区間の整備として、0.5 キロ程度

の目安がある。今回整備検討区間が2区間あるが、その全ての区間を整備するというよりも、その区間の中で目安を踏まえ必要な部分を整備していくことを予定している。

横山部会長： 整備区間の長さが基準ということか。

事務局： 歩道として整備していくにあたって、人が歩いたところを全て歩道にしていくのではない。県としても適切な登山道の利用ということは機会を捉えて周知をしていく必要があると考えている。

横山部会長： 適切な登山道の利用を周知し、むやみに歩道が増える状況はさけていただきたい。

横山部会長： 鳥海国定公園は軽微な変更として整理されるものであるので、蔵王国定公園の公園計画の変更について原案通り答申することによってよろしいか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： それではそのようにしたい。

その他 ツキノワグマ生息状況調査について

(事務局より説明)

鳥羽委員： 生息状況調査でツキノワグマの個体識別はしているか。

事務局： 個体識別はしていない。単純に撮影頻度をデータとして積み上げていく。

鳥羽委員： 承知した。

横山部会長： 保護管理ユニットごとの、狩猟禁止といった個別の対応を行うことはあるか。

事務局： 保護管理ユニットごとにデータを整理できると考えているため、場合によっては、保護管理ユニットごとの対応も必要になるのではないかと考えている。

江成委員： 3年間生息状況調査の結果を溜め、その後解析をするという理解でよいか。

事務局： おっしゃる通り。

横山部会長： 気候変動や、奥山に入る人の減少もあるため、これまでの調査方法が継続できないということは十分理解できる。一方で調査方法が変更になるため、個体数推定は慎重に行う必要がある。また適時、生息状況調査の結果を審議会で共有する機会を今後設けていただきたい。

事務局： 承知した。

(7) 閉会

議事録署名人

議 長 横山 潤

議事録署名委員 鳥羽 妙

議事録署名委員 野堀 嘉裕